

E T Cカード保守サービスについて

E T Cコーポレートカード保守サービスは、2022年8月より下記の内容に変更させていただきます。

商品名	E T Cコーポレートカード保守サービス
1. 保守サービス内容	E T Cカード利用時における保守管理サポート及び不正利用発生時の申込人から協同組合に対するE T Cカード利用金額の支払債務の一部免除の申請手続き及び返金手続き等に係る総合的な支援業務を行う。
	亡失処理手数料及び亡失時の再発行手数料は、組合が補てんする。
2. 保守サービス料	E T Cカード1枚につき年間500円（税込） （但し、途中脱退・減車による返却、紛失についても返金しません。）
3. 予納及び精算	申込と同時に保守サービス料を納める。 増加枚数及び再発行枚数は、当月末にて年間保守サービス料を12分の1として、未経過月数を乗じたもの（10円単位）とする。 当月利用したE T Cカードの請求と併せて精算する。
4. 保守サービス有効期間	申込日より翌3月末日迄とする。 以後、毎年1年更新とし、4月から翌3月末日を期間とする。
5. 不正利用発生時のサポート内容	申込人から協同組合へのE T Cカード事業利用金額の支払債務の一部免除の申請手続き及び返金手続き等に係る総合的な支援業務を行う。 ・紛失時の手続き案内サポート ・不正利用発生時に調査のための過去の利用データの提供 ・不正利用発生時の支払債務の一部免除申請手続き案内サポート
	事故証明による支払請求・支払債務免除申請の際は、警察への盗難・紛失届出の際の受付番号を必要とする。 また所定書類提出を必要とする。
	E T Cカードが盗難・紛失等で他人に不正利用された事によって支払債務の免除申請をする債務の対象は、申込人からの書類による通知を当組合が受理した日の60日前以降に利用したE T Cカードの利用料金とする。